

詐欺被害等防止のための電話機等 購入又は設置費の一部を補助します！

高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質な勧誘電話などを抑止するため、詐欺被害等防止機能がついた電話機等の購入又は設置費用を一部補助します。

電話機等の購入又は設置費の2分の1最大5,000円を補助します。

※事前申込前に購入又は設置してしまうと補助の対象外です。

※電話機等の付属品の追加購入費用などは対象外です。

1 対象者

次の①～⑤の要件を満たす人が対象となります。

- ① 本市に住民登録がある
- ② 年度末において満65歳以上の方がいる世帯の構成員
- ③ 市税を滞納していない
- ④ 過去に電話機等購入費補助金の交付を受けていない
- ⑤ 暴力団員等でない



2 対象電話機等

着信時に相手に警告メッセージを発し、通話内容を自動録音する機能がある電話機又は電話機に取り付ける外付け機器

(警告メッセージ例) この電話は、振り込め詐欺などの被害防止のため会話内容が自動録音されます。



※詐欺被害等防止機能があっても振り込め詐欺や悪質勧誘の電話を完全に排除できるわけではありませんので、ご注意ください。

3 補助金額

購入又は設置金額の2分の1（100円未満の端数は切り捨て）
最大5,000円まで ※電話機等の付属品の追加購入費用などは対象外です。

4 補助申請の手順

- ① ~~電話機等を購入又は設置する前に~~、住所、氏名及び生年月日が確認できる本人確認書類を持参のうえ、次の書類を危機管理課へ提出してください。（郵送、メールでも受け付けています。その場合は、本人確認書類の写し又はデータを併せて提出してください）
 - （1）**事前申込書**（危機管理課窓口、市ホームページに用紙があります）
※市税未納状況等を確認させていただきます。
 - （2）購入又は設置予定の**電話機等のカタログなど**
- 申請がご本人でない場合
 - （3）委任状
 - （4）来庁者の本人確認書類の写し
- ② 対象となるかを審査し、市から審査結果を連絡します。
- ③ 対象となった場合には、電話機等を購入してください。
- ④ 購入又は設置後から3ヶ月以内または年度末のいずれか早い方までに次の書類を提出してください。
 - ・**申請書兼請求書**（危機管理課窓口、市ホームページに用紙があります）
 - ・購入又は設置した**電話機等の領収書の写し**
- ⑤ 補助金交付決定後、補助金が振り込まれます。

5 申込（申請）期間

事前申込みの期間は令和8年4月15日（水）から令和9年3月15日（月）までとなります。**電話機等を購入又は設置する前に**事前申込みをしてください。
※補助金交付は先着順となり、予算額に達した時点で受付を終了します。

6 補助申請の注意

- ① 補助対象となる~~電話機等を購入又は設置する前に~~事前申込書を市へ提出してください。（事前申込前に購入又は設置してしまうと補助の対象外です。）
- ② 補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄、又は担保にしないでください。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 補助金交付は先着順となります。購入を検討される場合には、市へ募集状況をご確認ください。

【問い合わせ先】 渋川市役所 危機管理課 安全安心係
住所 〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
電話 0279-22-2130